

# 青年法律家協会 東京支部ニュース

発行  
青年法律家協会  
弁護士学者合同部会  
東京支部

〒170-0005豊島区南大塚3-36-7-4F  
弁護士法人パートナーズ法律事務所内  
TEL 03-6907-4516  
FAX 03-6907-4517



支部総会での鈴木利廣弁護士の記念講演「被害者運動への弁護団支援のあり方」(2013年3月3日)

## contents

### 青法協東京支部総会の報告 ..... 2頁 ~ 10頁

青法協東京支部総会について(結果報告)	... 2
採択された決算及び予算	... 4
2013年度 青法協東京支部役員人事	... 6
支部総会での記念講演(抄録)	... 7
「被害者運動への弁護団支援のあり方」~薬害集団訴訟の経験から~	
鈴木利廣弁護士(すずかけ法律事務所)	

5月例会及びその後の日程のお知らせ	...11
-------------------	-------

# 青法協東京支部総会について（結果報告）

今年も、去る3月3日（日）豊島区民センターにて東京支部総会が開催された。議事進行は下記のとおりである。

## 1 会員の活動報告

今年は、前半に会員の活動報告、後半に鈴木利廣弁護士による記念講演のスケジュールをくんだため、時間的制約もあり、以下の6点について会員から活動報告がなされた。

### (1) 「ヒューマン・ライツ・ナウの被災地相談」

まず冒頭に、ヒューマン・ライツ・ナウが主体となって、会員の弁護士が被災地を訪問して相談活動を継続している。吉田悌一郎会員から岩手県大船渡市、宮城県気仙沼市における法律相談に継続的に取り組んでいることが報告された。

### (2) 「島しょ法律相談」

次に、小海範亮会員から、東京の司法過疎地における相談活動について報告がなされた。弁護士だけでなく、司法書士、税理士、土地家屋調査士など各士業が参加して、小笠原村をはじめ、年に1度は伊豆七島の各島を訪れて相談活動を継続していることが報告された。

活動の中から、伊豆七島に旧土地台帳法の適用がなかったこと、国土調査（地籍調査）がなされない中でどのように土地の管理がなされていたのか不明であること、そのため今後生じる土地をめぐる紛争の解決のためにその記録の散逸を防ぐ必要があること、そのための研究会を立ち上げたことが報告された。

### (3) 「東京五青会学習会」

続いて、太田茂会員から、青法協東京支部も参加している「東京五青会」（司法書士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士）の学習会の報告がなされた。年2、3回程度、各会が持ち回りで学習会を主催していることが報告された。

次回は4月26日午後6時から渋谷商工会館において「土地家屋調査士の仕事」について土地家屋調査士会が担当する学習会が行われる予定である。

### (4) 「憲法フェスティバル」

深井剛志会員から、憲法フェスティバルについて報告がなされた。今年は、「貧困と平和」をテーマに6月1日に日本橋公会堂（地下鉄茅場町駅近く）にて開催される。伊藤真氏の講演、兩宮処凜氏、戸館圭之会員を加えたパネルディスカッションのほかアトラクションも用意されているとのことである。

### (5) 「司法修習生の給費制復活に向けた活動 給費制廃止違憲訴訟」

宮里民平会員から、司法修正の給費制の復活に向けた活動として、いわゆる検討会議に対する

パブリックコメントをよせることと65期の弁護士が原告となって給費制廃止違憲訴訟の提訴準備をしていることが報告された。

#### (6)「弁護士業務研究会(ベンラボ)」

最後に原和良会員から、修習生の就職難、法律事務所の経営難が言われる中で、人権活動を継続していくためにも安定した事務所経営を目指して努力すべきことが指摘され、そのために一般社団法人弁護士業務研究会(ベンラボ)を立ち上げ、毎月事務所経営にかかわる問題の検討会、相談会を開催していることが報告された。

#### (7)「修習生7月集会」

66期修習生から、今年も7月14日、15日に京都において修習生の7月集会を開催する準備を進めていることが報告された。青法協修習生部会も発足し、3月現在、会員31名、7月集会実行委員会には76名の修習生がMLに参加しているとのことである。

## 2 東京支部の活動報告と本年度の活動方針

事務局長から、昨年度の東京支部の活動報告及びそこから見えてきた支部の課題について、さらに本年度の活動方針(案)が議案書記載に沿って説明された。引き続き、青法協東京支部として憲法擁護と人権活動に取り組む若手会員に対する支援を強化することが確認された上で、出席会員の多数により議案書記載の通り活動方針が承認された。

## 3 予算及び決算

事務局長から、昨年度の東京支部の決算について、決算書(別掲)の通りであること、決算につき近藤博徳監事の監査を経たことが報告された。続いて、本年度の予算案について、昨年度実績に基づいて編成されていることが説明された。若手会員支援について重点的に予算を執行すべきとの意見が出された。その上で、出席会員の多数により決算及び予算ともに原案通り可決された。

## 4 支部委員の選任及び支部役員

総会に先立って、昨年度支部委員を務めていただいた会員には本年度も引き続き支部委員への就任要請を行ってきた。承諾をいただいていた会員について支部委員候補として48名を推薦した。加えて、65期の新入会員から宮里民平会員(旬報LO)、仲里歌織会員(東京東部LO)、松尾索会員(日比谷シティLO)の3名を加え合計47名を支部委員とするにつき出席会員の多数の賛成により承認された。

支部役員は、田部知江子会員が事務局次長から副支部長となり、新任の事務局次長として蟹江鬼太郎会員及び深井剛志会員が選任された。いずれも原案通り可決され盛会のうちに総会議事は終了した。

以上(議事録作成:平松真二郎事務局長)

2012年度決算書(2012.1.1～2012.12.31)

	予算額	決算額	摘要
<b>&lt; 収入の部 &gt;</b>			
東京支部会費収入	2,250,000	2,184,500	内訳資料参照
雑収入	200,000	20,000	内訳資料参照
利息	1,000	576	
収入計	2,451,000	2,205,076	
<b>&lt; 支出の部 &gt;</b>			
通信交通費	200,000	198,190	ネット使用料、サーバル契約料、電話代、発送費
事務・文具費	80,000	6,712	A4用紙、宛名ラベル、ゴム印等
業務委託費	1,008,000	1,008,000	@84000円*12ヶ月
機関紙費	300,000	299,040	ニューズ96～99号印刷費用
事務所経費	252,000	252,000	地代家賃(@21000円*12ヶ月)
修習生・研究者支援費	50,000	40,000	例会後懇親会等援助費、講師派遣費
交際費	20,000	10,000	他団体の総会への祝金
諸会費	20,000	10,000	五青会会費
例会費	120,000		
合宿費	200,000	107,070	夏合宿宿泊費
総会費	150,000	223,385	総会会場費、講師謝礼、資料代、懇親会援助
郵便・銀行手数料	6,000	5,929	
租税公課	0		
予備費	45,000		
支出合計	2,451,000	2,160,326	
当期収支	0	44,750	
前年度からの繰越	4,458,794	4,458,794	
次年度への繰越	4,458,794	4,503,544	

貸借対照表(2012.12.31現在)

	期首残高	期末残高	増減
<b>&lt; 資産の部 &gt;</b>			
現金	0	0	0
普通預金	7,335,778	6,992,961	-342,817
(りそな)	41,641	102,727	61,086
(三菱東京UFJ)	7,294,137	6,890,234	-403,903
郵便貯金	1,607,516	1,607,518	2
(郵便貯金)	7,007	7,009	2
(振込口座)	1,600,509	1,600,509	0
資産合計	8,943,294	8,600,479	-342,815
<b>&lt; 負債の部 &gt;</b>			
未払費用	10,000	79,935	69,935
前受金	3,000	3,000	0
預かり金(本部上納分)	4,471,500	4,014,000	-457,500
負債合計	4,484,500	4,096,935	-387,565
次年度繰越金	4,458,794	4,503,544	44,750
負債・繰越金合計	8,943,294	8,600,479	-342,815

支部会費収入内訳

	口数	収入額
06年度以前分	1	2,500
07年度前期分	2	5,000
07年度後期分	1	2,500
08年度前期分	1	2,500
08年度後期分	3	7,500
09年度前期分	3	7,500
09年度後期分	4	10,000
10年度前期分	4	10,000
10年度後期分	8	20,000
11年度前期分	23	57,500
11年度後期分	55	137,500
12年度前期分	406	1,015,000
12年度後期分	352	880,000
学者・研究者・院生分	6	27,000
<b>合計</b>	<b>869</b>	<b>2,184,500</b>

雑収入内訳

	金額
総会へのお祝金(12.3.4)	20,000
合計	20,000

2013年度予算案(2013.1.1～2013.12.31)

	予算額	摘要
< 収入の部 >		
東京支部会費収入	2,250,000	450口×前・後期分
雑収入	200,000	春・夏合宿参加費および寄付等
利息	1,000	
収入計	2,451,000	
< 支出の部 >		
通信交通費	200,000	電話代、郵送代、ネット環境維持費等
事務・文具費	70,000	事務用品購入費および封筒作成費等
業務委託費	1,008,000	@84000円*12ヶ月
機関紙費	300,000	支部ニュース4回分印刷費
地代家賃	252,000	@21000円*12ヶ月
修習生・研究者支援費	50,000	懇親会費用援助、講師派遣費等
交際費	20,000	他団体への祝金等
諸会費	20,000	五青会会費等
例会費	50,000	講師料等
合宿費	200,000	会場費、講師料、参加費援助等
総会費	200,000	会場費、講師料、資料作成費、懇親会援助等
支払手数料	6,000	振込等手数料
予備費	75,000	
支出合計	2,451,000	
当期収支	0	
前年度からの繰越	4,503,544	
次年度への繰越	4,503,544	

## 2013年度 青法協東京支部役員人事 ( )内は司法修習期

支 部 長	小海範亮 ( 5 2 )
副 支 部 長	原和良 ( 4 7 ) 萩尾健太 ( 5 1 ) 田部知江子 ( 5 3 ) 吉田悌一郎 ( 5 7 )
事 務 局 長	平松真二郎 ( 5 9 )
事務局次長	中川素充 ( 5 4 ) 蟹江鬼太郎 ( 6 0 ) 指宿昭一 ( 6 0 ) 高橋右京 ( 6 0 ) 太田茂 ( 6 2 ) 舛田正 ( 6 3 ) 森直美 ( 6 3 ) 深井剛志 ( 6 4 )
監 事	近藤博徳 ( 4 3 )

### 支 部 委 員

尾林芳匡 ( 4 2 )	吉田悌一郎 ( 5 7 )	黒澤有紀子 ( 6 4 )
毛受 久 ( 4 3 )	津田二郎 ( 5 7 )	深井剛志 ( 6 4 )
齊藤園生 ( 4 5 )	西田 穰 ( 5 7 )	長谷川正太郎 ( 6 4 )
横山 聡 ( 4 6 )	白鳥玲子 ( 5 8 )	山添 拓 ( 6 4 )
鳥海 準 ( 4 6 )	芝田佳宜 ( 5 8 )	上杉崇子 ( 6 4 )
原 和良 ( 4 7 )	平松真二郎 ( 5 9 )	原田真美子 ( 6 4 )
穂積 剛 ( 4 9 )	牧戸美佳 ( 5 9 )	宮里民平 ( 6 5 )
萩尾健太 ( 5 1 )	三浦直子 ( 5 9 )	仲里歌織 ( 6 5 )
淵上 隆 ( 5 2 )	指宿昭一 ( 6 0 )	松尾 索 ( 6 5 )
小海範亮 ( 5 2 )	高橋右京 ( 6 0 )	
大山勇一 ( 5 3 )	戸館圭之 ( 6 0 )	
河村健夫 ( 5 3 )	加藤 幸 ( 6 0 )	
鈴木 剛 ( 5 3 )	嶋田彰浩 ( 6 0 )	
千葉恵子 ( 5 3 )	酒井健雄 ( 6 1 )	
笹山尚人 ( 5 3 )	森 孝博 ( 6 1 )	
田部知江子 ( 5 3 )	谷田和一郎 ( 6 2 )	
長尾詩子 ( 5 4 )	内田耕司 ( 6 2 )	
中川素充 ( 5 4 )	太田 茂 ( 6 2 )	
雪竹奈緒 ( 5 5 )	舛田 正 ( 6 3 )	
田場暁生 ( 5 6 )	森 直美 ( 6 3 )	
梅田和尊 ( 5 7 )	青龍美和子 ( 6 4 )	

< 支部総会での記念講演 (抄録) >

# 被害者運動への弁護士支援のあり方

## ～薬害集団訴訟の経験から～

鈴木利廣弁護士 (すずかけ法律事務所)

今回の支部総会では、記念講演として鈴木利廣弁護士 (すずかけ法律事務所・28期) に、「被害者運動への弁護士支援のあり方」と題して、数々の薬害集団訴訟での経験を語っていただきました。その要旨を抄録として掲載します。

はじめに

私は、これまで医療事故や薬害事件を中心に、弁護士として37年間活動してきました。

東日本大震災が起きてから、なかなか震災や福島原発被害の問題に関わることができていないことに多少の苛立ちを感じてきました。昨年3月11日から1週間、一人で予備調査として、そして8月末の3日間、法科大学院修了生5名を連れて被災地の公設事務所系の弁護士を訪問する機会がありました。法科大学院の修了生に刺激を与えることができたと思います。その他、早稲田大学ロースクールのリーガルクリニックが浪江町の支援をしていますので、それに多少関わっています。

真の被害回復とは何か

福島原発の問題を語るときには、被害「救済」ではなく、被害「回復」という言葉を意図的に使うべきではないかと思っています。

厚生労働大臣は、これまで50年間、ずっと薬害事件で被告席に座ってきました。薬害は、今なお進行中です。戦後最初の薬害事件は、1948年のジフテリアワクチン事件です。そのとき、政府は死亡被害者1人あたり10万円を支払うことで、訴訟を起こさせないよう幕引きを図りました。しかし、命を救

われた被害者が、近年、薬害の原因を発掘しました。薬害で金銭が支払われても加害構造はそのまま残されたままですから、被害者は次々に出てきます。その加害構造を変えさせることも真の被害回復のために必要なことなのです。

この真の被害回復のために一番重要なことは原因究明、情報開示、説明の責任を果たさせ、加害責任を認めさせて、被害の構造を断ち切ることです。薬害における被害回復の本質は、原因究明と再発防止です。

今回の原発問題で問われていることは、不法行為責任とは何なのかということを一歩深めていくことです。「金で被害は回復できない」という基本を意識することが必要です。被害者は、薬害では健康の回復と薬害防止、公害では更に地域の回復ということを目指してきたわけです。そのために、既存の制度を拡大し、新たな制度を作り出してきました。その出発点が加害者の責任を究明することです。金を払って終わりにするというのは、企業による加害構造の隠ぺいです。金銭賠償をさせることも大事ですが、最も重要なのは加害者に法的責任を認めさせることなのです。

私たちは、四大公害事件における包括一律請求論を学びましたが、それを加害者は共通損害論という摩訶不思議な損害論に転嫁しました。被害者の被害の共通部分だけを損害と



して金銭評価するというものです。結果としてみると、個別損害積み上げ方式のほうが、損害額は多くなります。賠償金の額だけ見れば、薬害事件では個別積み上げ方式のクロロキン薬害事件が一番損害額が多くなりました。しかし、クロロキン薬害訴訟は、裁判で国に勝てなかったこともあり、クロロキン事件の解決は、その後の薬害防止のため寄与するものではありませんでした。クロロキン事件について国はいまだに薬害ではないといっているのです。

金銭的賠償の本質は何なのか、公害事件、薬害事件の解決とは何なのか、それを改めて考えるのが、福島原発事故問題に求められていると思います。

#### 弁護士の役割

弁護士の役割は、大別すると「被害回復」と「再発防止」になるでしょう。「再発防止」も、被害者にとって自分たちの被害が無駄にはならなかったという心のケアにつながるという意味で被害回復の一部となります。

弁護士は、「被害救済」というと、多くの賠償金をとることが使命と考えがちです。しかし、少なくとも人身損害の場合は、それだけでは十分ではありません。受けた被害そのものが損害という損害事実説、死傷損害説のようなものを打ち立て、これを回復することが必要となってくるのです。

#### 被害回復の方策

被害回復のためには、被害者運動すなわち被害者が統一し、連帯を形成して加害企業や国に要求を突き付けていくことが必要です。

原発被害について、中間指針に基づいてADRを申立てるとするのは、その対極に位置するやり方です。原発問題でも、4つの権力のうちの3つ、メディア、立法府、司法府を味方につけることができれば勝てます。司法府を味方につけるには、新しい法理論を打ち立てなければなりません。場合によっては、一審判決をとるべきかどうかとも考えなければならぬかもしれません。和解による解決をとること、判決による解決をとること、どちらをとるのかということです。馬奈木昭雄先生は、裁判闘争は判決を取ることが目的ではないとおっしゃった。戦いが苦しくなってくると、原告団・弁護団とも内部がざわついてきます。改めて、裁判闘争は問題解決の手段にすぎないということを認識しなければなりません。

加害者の責任を明確に出来て初めて、救済策を勝ちとることができます。国や加害企業を相手に「被害回復」を求めることは、権力と対峙する事です。弱者のためにいい権力はあまりないですが、政権と対峙することが弁護士の仕事です。しかし、政治色がはっきりしている団体は、政権にとっては戦いやすい



相手です。

裁判所の中だけでことが済めば、弁護士にとっては比較的楽な闘いでしょう。本気で闘争するのなら、裁判所の中だけでことが足りることはあり得ません。裁判所の外でも闘いを進めることが必要になるはずです。

私の薬害エイズ事件の手控え帳の厚さは、弁論終結後1年間のものが、6年間に及ぶ裁判中のものと同じ厚さになっています。本気で「被害回復」を図るには、裁判だけでなく、裁判外の闘いが本当の闘いになります。

#### 被害者運動における弁護士・弁護団の役割

どのように弁護士が関わっていくのか。勝利は、被害者の手の届かないところにあります。けれども、勝利を勝ち取ることができるのは、被害者の運動なのだと思います。被害を訴える被害者の言葉の説得力は、弁護士の説得力とは段違いです。弁護士のできることは、勝利への道筋をともに歩き、勝利を被害者の手の届く位置に引き寄せることです。被害者抜きで勝利を勝ち取ることはいけません。

薬害エイズ事件のとき、厚労省前で座り込みをしました。その結果、菅直人厚相との面談を勝ち取りました。その後、加害企業も閉ざしていた入口のシャッターを開けて被害者との交渉が開かれるようになりました。ミドリ十字社に至っては取締役らが土下座をしました。被害者が、どうすれば顔を出して、自らの被害を語れるようになるか、弁護士の支援のあり方が問われています。

#### 被害者と弁護士との信頼関係づくり

何よりも信頼関係を作ることが大切です。そして、原告団・弁護団・支援者の連帯が求められます。薬害エイズ事件のときに、実名を公表していた被害者は少数でした。しかし、本人尋問を経てきた原告に、もう怖い物はな

くなりました。原告本人尋問にあたって、弁護士は、かさぶたをはがした傷口に塩を塗りたくるような、つらい作業を共に行います。誘導尋問はいけません。弁護士は、被害者が何を語ろうとしているのか知っていますから、つい先に涙を流してしまうことがあります。それを我慢しなければなりません。裁判官を泣かせなくてはなりません。そして裁判官を説得しなければなりません。薬害エイズのと看、左陪席裁判官は、裁判長から涙を流してはいけないと厳命されていたらしいですが、泣きたくなりそうだったそうです。

被害者は、被害を忘れることで生活しているのですが、それをまた思い出させないといけません。被害者にとってつらいことかも知れませんが、それが弁護士との信頼関係を構築していきます。

#### 被害者の連帯づくり

被害者の間の連帯作りも必要です。薬害エイズ事件では、原告団は2つのグループに分かれています。そのグループの連帯を作り出したのは、「統一要求書」でした。統一要求書では、各原告の要求に順位をつけてはいけません。東京と大阪でそれぞれ結審したとき、東京の要求書を大阪に持ち込んで統一を試みました。東京の原告団が厚労省前のテントで座り込みをしているとき、大阪の原告団は国会対策を行いました。両者は喧嘩もしましたが、そうやって更なる連帯を図っていきました。

被害の共有についてですが、被害者も人間です。被害の軽重で差別する構造が生まれてくることがあります。多様な被害の中で、みんなひどい被害なのだ、被害に軽重などないのだ、ということを伝えていかなければなりません。薬害エイズ事件で、私は、期日のたびに亡くなった原告の原告番号を裁判所に報告しました。

公害事件では、「被害に始まり被害に終わ

る」といわれてきました。それがどういう意味かは、自分自身の経験の中で分かってくることではないかと思えます。

#### 被害者運動の社会性づくり

被害者運動を作っていくことも必要です。

「自分のことならあきらめられる、人のことならがんばれる」との薬害肝炎被害者の言葉を紹介します。裁判官を動かせるのは被害者だけしかいない。薬害事件では、請求棄却・認容判決、どちらでも書くことのできるだけの証拠と法理論が揃っています。それを認容判決の方向に傾ける力になるのは、被害者の訴えなのです。

おわりに

真のプロフェッショナルは、熱き心、高い専門技術、機敏な行動力の心技体がそろっていないはいけません。

しかし、すべて揃っている人などいないのです。多数の弁護士が関わって弁護団として心技体をそろえていくようにしなければなりません。

アメリカの民衆派弁護士アーサー・キノイは、被害者の権利回復について「誤解を恐れずに言えば、裁判に勝つことよりも、民衆の怒りに火をつけることのほうが重要だ」と語りました。裁判はあくまで被害回復の手段であることを忘れてはいけないと考えています。

## 東京支部の今後の日程 (例会&夏合宿)

### < 5月例会 >

日 時：5月29日(水) 19時～

場 所：弁護士法人パートナーズ法律事務所

テーマ：「スポーツと体罰、いじめと人権」

講 師：望月浩一郎弁護士(虎ノ門協同法律事務所)

( 参加費は無料です。例会後、懇親会を予定しています。 )

公立高校バスケットボール部部員の自殺事件に端を発して、中学・高校の運動部活動の指導、さらに柔道女子の日本代表チームにおいても、暴力を行使した指導が行われていた事実など、子どものみならず成人においても深刻な問題であることが判明しました。

また、2011年10月、滋賀県大津市の公立中学校2年生の男子生徒が自殺した事件とそれを巡る社会の反応は、子どもの人権が守られない日本社会の実情を露呈しています。

5月の例会では、望月浩一郎弁護士(虎ノ門協同法律事務所)を講師に迎え、スポーツと体罰、いじめと人権の問題を学びます。

### 6月例会

日時：6月24日(月) 19時～

テーマ：「成年被後見人の人権」

講師：杉浦ひとみ弁護士

(東京アドヴォカシー法律事務所)

「成年被後見人の人権」について、先ごろ東京地裁で成年被後見人の選挙権はく奪につき違憲判決を勝ち取られた杉浦ひとみ弁護士にお話しいただく予定です。

### 7月例会

日時：7月22日(月) 19時～

6月末の弁学部会本部総会で正式に発足する本部国際問題委員会と共同で、弁護士の国際的な取り組みについて報告いただく企画を予定しています。

場所は、いずれも弁護士法人パートナーズ法律事務所です。

### 夏合宿のお知らせ



日程：9月1日(日)～2日(月)

場所：未定(希望をお寄せください)

今年も暑い夏がやってくるはずですが、今年も、どこかで、夏の疲れを癒しつつ、会員の取り組みの報告、そして弁護士業務の最先端の議論を学ぶ機会を設けます。

手帳に消せないペンでご記入を!!